

## 第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間  
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述のうち、無線局を開設しようとする際に総務大臣の免許を受ける必要のない無線局に該当しないものはどれか。電波法（第4条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
- 2 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する小規模な無線局であって、適合表示無線設備のみを使用するもの
- 3 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するもの
- 4 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

[2] 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が  A、電波の型式、周波数、 B 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 C と認めるときは、その指定を変更することができる。

	A	B	C
1	識別信号	空中線の型式及び構成	電波の規整その他公益上必要がある
2	識別信号	空中線電力	混信の除去その他特に必要がある
3	無線設備の設置場所	空中線の型式及び構成	混信の除去その他特に必要がある
4	無線設備の設置場所	空中線電力	電波の規整その他公益上必要がある

[3] 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「スプリアス発射」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の  A からの許容することができる最大の偏差をいい、 B で表す。
- ② 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで  C することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。

	A	B	C
1	割当周波数	100万分率又はヘルツ	除去
2	割当周波数	100万分率	低減
3	基準周波数	100万分率	除去
4	基準周波数	100万分率又はヘルツ	低減

[4] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式について述べたものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合していないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	D7D	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	F3E	角度変調であって、周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
3	G1C	角度変調であって、位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	テレビジョン（映像に限る。）
4	P0N	パルス変調であって、無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

[5] 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える  A に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの無線局の無線設備については、この限りではない。

(1)  B 以下の無線局の無線設備

(2)  C の無線設備

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、電波法施行規則第21条の3第1項各号に定める無線局の無線設備

② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C
1	場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	平均電力が20ミリワット	移動する無線局
2	場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	平均電力が50ミリワット	移動業務の無線局
3	場所	平均電力が20ミリワット	移動業務の無線局
4	場所	平均電力が50ミリワット	移動する無線局

[6] 次の記述のうち、主任無線従事者の職務に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。

2 電波法若しくは電波法に基づく命令に規定する申請又は届出を行うこと。

3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。

4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。

[7] 次の記述は、非常時運用人による無線局の運用について述べたものである。電波法（第70条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局（注1）の免許人等（注2）は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞<sup>おそれ</sup>がある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許等（注3）が効力を有する間、 **A** ことができる。

注1 その運用が、専ら電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。以下②及び③において同じ。  
 注2 免許人又は登録人をいう。以下②及び③において同じ。  
 注3 無線局の免許又は登録をいう。

② ①の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する非常時運用人（注4）の氏名又は名称、 **B** その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

注4 当該無線局を運用する自己以外の者をいう。以下③において同じ。

③ ②に規定する免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、 **C** を行わなければならない。

A	B	C
1 当該無線局を自己以外の者に運用させる	非常時運用人による運用の期間	必要かつ適切な監督
2 当該無線局を自己以外の者に運用させる	非常時運用人が指定した運用責任者の氏名	無線設備の取扱いの訓練
3 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる	非常時運用人による運用の期間	無線設備の取扱いの訓練
4 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる	非常時運用人が指定した運用責任者の氏名	必要かつ適切な監督

[8] 次の記述は、無線局が電波を発射する前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 **A**、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、 **B** を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りではない。

② ①の場合において、他の通信に混信<sup>おそれ</sup>を与えるときは、 **C** 呼出しをしてはならない。

A	B	C
1 送信機を調整し	遭難通信	その通信が終了した後でなければ
2 送信機を調整し	遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信	空中線電力を低減しなければ
3 受信機を最良の感度に調整し	遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信	その通信が終了した後でなければ
4 受信機を最良の感度に調整し	遭難通信	空中線電力を低減しなければ

[9] 次の記述は、無線局の免許人が電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに執らなければならない措置について述べたものである。電波法（第80条）の規定に照らし、これらの規定に適合するものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局を告発する。
- 2 その無線局の電波の発射を停止させる。
- 3 その無線局の免許人にその旨を通知する。
- 4 総務省令で定める手続きにより、総務大臣に報告する。

[10] 次の記述は、総務大臣が行う電波の発射の停止を命ずる処分について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、この規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局が免許又は無線設備の変更の許可を受けた無線設備以外のものを使用していると認めるときは、当該無線局に対して直ちに電波の発射の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線局の発射する電波が他の無線局又は総務省令で定める受信設備に妨害を与えていると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、無線局が指定事項以外の電波の型式及び周波数、空中線電力又は運用許容時間により運用していると認めるときは、当該無線局に対して直ちに電波の発射の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条（電波の質）の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

[11] 次の記述は、無線局の免許人（包括免許人を除く。）が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第103条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して  A  以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して  A  以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額を国に納めなければならない。

注1 その無線局の免許の日に対応する日（対応する日がない場合は、その翌日）をいう。

注2 その無線局の免許の日又は応当日をいう。

- ② 免許人は、①の規定により電波利用料を納めるときには、 B  することができる。

	A	B
1	30日	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
2	30日	当該期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
3	6箇月	当該期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
4	6箇月	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納

[12] 次の記述は、無線局の免許がその効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条、第24条及び第78条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を  A  ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B  以内にその免許状を返納しなければならない。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ④ ③の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、固定局の無線設備については、空中線を撤去すること（空中線を撤去することが困難な場合にあっては、 C  を撤去すること。）。

	A	B	C
1	廃止する	3箇月	送信機
2	廃止する	1箇月	送信機、給電線又は電源設備
3	廃止した	1箇月	送信機
4	廃止した	3箇月	送信機、給電線又は電源設備